三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字松原六九〇・六九七・六九八・七〇〇・字大原一一〇・一一一の一・一一一の二・字備前坊一二五・一二七の一・字上陰地一一四七の一・字大穴一七九三の一・字有元乙六六一四の三・乙六六一四の四・乙六六一五（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）、字水清五七七四、五七七五の三、五七七八、五七九四の三、五八二四の二、五八八三の二、五九五〇の一、五九五四の一、五九五九、五九六〇の一、五九六〇の三、五九六三、五九六五の一、五九七〇、五九七八、六〇〇九の二、六〇一〇、字野呂五九六四の一、六〇三六の五、六〇四一、六〇四二の一、六〇五五、六〇六六、字梶谷山三九八・字落合四六五の二・字伊達九八五・字井柳一一六〇の一・一一六一・字王居峠東側二七四の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字越原山三二三二の七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年十一月二十九日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町森脇字臼谷七七から八〇まで、八一の一、濁川町字郡原山二二九の四、二二九の五、二三一から二三三まで、二三七の一、二三八、本村町字坂谷平一五五九の一、一五六二、一五六五の一、西城町大佐字勝負迫山三三八、字貴船谷山三四三の六まで、三四三・甲三四四合併二二、山県郡安芸太田町大字上筒賀字大井山五二二の一、五三四の八、大字田吹字上田吹西平三五九の一、三五九の二、三六五の九、字亀野首一五四九、広島市安佐北区安佐町大字小河内字三根郷二五一一から二五一四まで、二五二〇、字下本郷二八三四の一、二八三四の二、二八三五、二八三六、字本郷二八六〇、二八七七、佐伯区湯来町大字伏谷字倉谷一一五の三、神石郡神石高原町上五六七七、五六七九の二、五六八〇、五六八四、五六八六、三次市作木町香淀字熊見二八の一、二九の一、三〇の三、三二の一、三四の一、三五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字臼谷七七・八一の一・字郡原山二二九の四・二二九の五・二三二・二三三・二三七の一・二三八・字坂谷平一五五九の一・一五六二・一五六五の一・字勝負迫山三二八・字貴船谷山三四三の五・三四三の六・三四三・甲三四四合併二二・字大井山五二二の一・五三四の八・字上田吹西平三五九の一・三五九の二・三六五の九・字亀野首一五四九・字三根郷二五一四・二五二〇・字下本郷二八三六・字本郷二八六〇・二八七七・字倉谷一一五の三・上五六七七・五六七九の二・五六八〇・五六八四・五六八六・字熊見二八の一・二九の一・三〇の三・三二の一・三四の一・三五の一（以上三十九筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年十一月二十九日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市甲奴町梶田字舟岩山七五七の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年十一月二十九日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百二十九号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。
平成二十三年十一月二十九日
経済産業大臣　枝野　幸男

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
大阪府和泉市テクノステージ二丁目三番五号	大阪府立南大阪高等職業技術専門校	電気主任技術科	第三種電気主任技術者	平成二十四年度入学生から適用

○国土交通省告示第千二百三十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年十一月二十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成二十三年十一月二十九日
国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山陽自動車道	三木市加佐字湯谷一一三三番から三木市平田字新野六八番まで	平成二十三年十一月二十九日十三時

○農林水産省告示第二千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年十一月二十九日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十三年十一月二十九日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　解除に係る保安林の所在場所　北海道夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）